

求人申込書

求人者	会社名	株式会社 NTT ファシリティーズ
	業種	総合エンジニアリングサービス業(電力・建築・ビル管理)
	本社所在地	〒108-0023 東京都港区芝浦 3-4-1 グランパークタワー
	代表者	代表取締役社長 一法師 淳
	株式	未上場
	資本金	124 億円
	営業開始日	1992 年 12 月 1 日
	売上高	2,697 億円 (2016 年度 NTT ファシリティーズグループ連結)
	事業内容	建築物・電力設備のコンサルティング、企画、設計、保守、維持管理など
	従業員数	5,300 名(2017 年 3 月 31 日現在 NTT ファシリティーズグループ連結)

募集要項	受付内容	推薦応募、自由応募
	学科・専攻	理工系学科(電気・電子系学科、機械系学科、情報系学科、建築系学科、環境工学系学科 等)、 文系学科※ ※文系学科については自由応募のみの受付となります。
	求人対象	2018 年 4 月～2019 年 3 月に 4 年制大学を卒業見込みの方、大学院(修士課程)を修了見込みの方
	推薦枠	各学科 1 名
	応募方法	マイページよりWebエントリーシートの提出、及び Web 適性検査の受検 ※エントリーシート提出の際、推薦応募、自由応募のいずれかを選択ください。
	提出書類	推薦応募ご希望の方は別紙記載の書類を、各回の応募締切日までに提出ください。
	応募締切日	1 回目 2018 年 3 月 19 日(月) 2 回目 2018 年 4 月 16 日(月) 3 回目 2018 年 5 月 14 日(月) ※募集開始日については採用マイページにて随時ご案内いたします。 ※各締切日の応募状況によっては、定員到達以降の回は募集を実施しない場合があります。最新の募集状況は採用マイページ、または採用問い合わせ事務局にお問合せいただきご確認ください。

勤務条件等	職種	建築設計監理、設備設計監理、保守・維持管理、FM、研究・開発、営業 等
	初任給	2017 年 4 月実績・月給額 ・東京都勤務 修士了 237,860 円 学部卒 212,870 円 ・大阪府勤務 修士了 233,860 円 学部卒 209,870 円 ・その他勤務 修士了 217,860 円 学部卒 195,870 円
	賞与	年 2 回(6 月、12 月)
	交通費	全額支給
	保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
	福利厚生	カフェテリアプラン(選択型福利厚生制度)により運用 例)住宅関係 ①社宅入居の場合:使用料 15,000 円程度/月 ②賃貸住宅入居の場合: 住宅費補助 東京都・神奈川・千葉・埼玉 37,000 円、大阪府 34,000 円、その他 30,000 円/月
	勤務時間	7.5 時間/日 (37.5 時間/週)
	休日	完全週休 2 日制、祝日、年次有給休暇(20 日)、年末年始休暇、各種特別休暇、ライフプラン休暇など
	勤務地	全都道府県、海外複数拠点

※2017 年 11 月時点の内容になります。

書類の提出要領(推薦応募)

1. 提出書類について

(1) 推薦状

・「株式会社 NTT ファシリティーズ 代表取締役社長 一法師 淳」宛としてください

※応募締切日までに発行が難しい場合でも、推薦での応募が可能です。

マイページ上でのWebエントリーシートの提出、及び Web 適性検査の受検を締切日までに実施頂ければ、
応募受付いたします。

(2) 成績証明書(貴校の様式)

・修士の方は、学部時の成績証明書も提出ください

・学部の方は、教養課程時の成績も含めてください

(3) 卒業(修了)見込証明書(貴校の様式)

・修士の方は、学部時の卒業証明書も提出ください

(4) 研究内容のまとめ

・A4 版 1～2 枚で様式は自由です(論文の別刷りがあれば添付して下さい)

・応募時にまだ卒業研究に取り掛かっていない場合は、予定内容をまとめたものを提出ください

・建築設計分野(意匠系)をご希望の方は二次面談の際にポートフォリオを持参して下さい(模型等の持参は自由とします)

2. 提出方法

(1) 各学校担当のリクルーターへ提出、または学校の所在地を確認の上、以下の提出先へ、簡易書留で郵送してください。

※郵送の場合、封筒に「応募書類在中」と朱書き下さい。

※提出締切は各回の応募締切日(当日必着)までとします。尚、期日までに発行出来ない書類がある場合は採用問い合わせ事務局までご連絡下さい。

学校所在地	提出先
東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・長野県・新潟県	〒108-0023 東京都港区芝浦 3-4-1 グランパークタワー 株式会社 NTT ファシリティーズ 総務人事部 人事育成部門 採用担当
大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県・和歌山県・石川県・富山県・福井県・愛媛県・香川県・徳島県・高知県	〒550-0001 大阪市西区土佐堀 1-4-14 アーバンエース肥後橋ビル 株式会社 NTT ファシリティーズ 関西事業本部 採用担当
北海道	〒060-0001 札幌市中央区北1条西 10-1-21 ユーネットビル 株式会社 NTT ファシリティーズ 北海道支店 企画部 総務担当
宮城県・福島県・岩手県・青森県・山形県・秋田県	〒984-8519 仙台市若林区五橋 3-2-1 NTT 五橋第2ビル 株式会社 NTT ファシリティーズ 東北支店 企画部 総務担当
愛知県・静岡県・岐阜県・三重県	〒456-0016 名古屋市熱田区五本松町 7-30 熱田メディアウイング 株式会社 NTT ファシリティーズ 東海支店 企画部 総務担当
広島県・鳥取県・島根県・岡山県・山口県	〒730-0004 広島市中区東白島町 14-15 NTT クレド白島ビル 株式会社 NTT ファシリティーズ 中国支店 企画部 総務担当
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 1-17-21 NTT データ博多駅前ビル 株式会社 NTT ファシリティーズ 九州支店 企画部 総務担当

お問い合わせ先

NTT ファシリティーズグループ 採用問い合わせ事務局

TEL: 03-5444-5114 e-mail: toiwase-saiyou@ntt-f.co.jp

自己申告書

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる以下のいずれにも該当いたしません。

事業所名 株式会社 NTTファシリティーズ
 事業所所在地 〒108-0023 東京都港区芝浦三丁目4番1号 グランパークタワー
 代表者名 代表取締役社長 一 法 師 淳 

以下の内容に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。
 なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

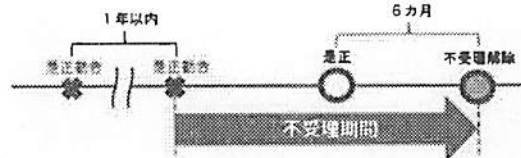
チェックシート

- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL280820派若01）により確認し、理解しました。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



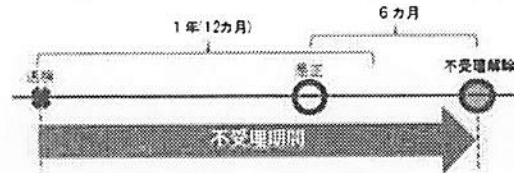
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

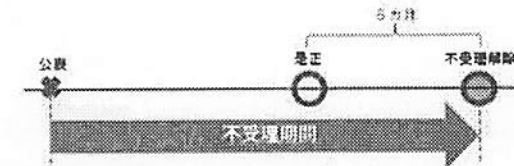
- a 当該違反行為を是正していない。
 b 送検後1年が経過していない。
 c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
 ①労働基準監督署による是正勧告、
 ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。

求人不受理の対象となる規定

1. 過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・強制労働の禁止（労働基準法第5条）
- ・賃金関係（最低賃金、割増賃金等）
（労働基準法第24条、第37条第1項及び第4項、最低賃金法第4条第1項）
- ・労働時間（労働基準法第32条）
- ・休憩、休日、年次有給休暇
（労働基準法第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項及び第7項）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

2. 性別や仕事と育児などの両立などに関する規定

性別や仕事と育児などの両立を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等
（男女雇用機会均等法第9条第1項～第3項）
- ・性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等
（男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第1項）
- ・妊娠中、出産後の健康管理措置（男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項）
- ・育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等
（育児・介護休業法第6条第1項、第10条(同法第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む。)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項、第16条の9、第17条第1項(同法第18条第1項において準用する場合を含む。)、第18条の2、第19条第1項(同法第20条第1項において準用する場合を含む。)、第20条の2、第23条、第23条の2、第26条、第52条の4第2項(同法第52条の5第2項において準用する場合を含む。))
- ・男女同一賃金の原則（労働基準法第4条）
- ・妊産婦の坑内業務の制限等
（労働基準法第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

3. その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、労働契約締結時の労働条件の明示規定を対象としています。また、年少者に関する労働基準の規定も対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・労働条件の明示（労働基準法第15条第1項及び第3項）
- ・年少者に関する労働基準
（労働基準法第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

青少年雇用情報シート（企業全体での【 正社員 / 正社員以外】に関する情報です）

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	株式会社NTTファシリティーズ	求人番号					記入日： 平成 29 年 12 月 6 日
------	-----------------	------	--	--	--	--	-----------------------

1 募集・採用に関する情報

	企業全体の情報						【 】に関する情報		
	前年度	2年度前	3年度前	前年度	2年度前	3年度前	前年度	2年度前	3年度前
① 直近3事業年度の新卒者等の採用者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
直近3事業年度の新卒者等の離職者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
② 直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	54人	63人	49人	人	人	人	人	人	人
直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	22人	24人	17人	人	人	人	人	人	人
③ 平均継続勤務年数	年			年			年		
※ 従業員の平均年齢 (参考値として、可能であれば記載してください。)	歳			歳			歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

① 研修の有無及びその内容	有・無	階層別研修（若手社員研修、2年目研修、3年目研修、5年目研修） スキル向上研修（ビジネススキル、テクニカルスキル）
② 自己啓発支援の有無及びその内容	有・無	専門職学位（MBA、MOT、LLM）、語学学校支援、通信教育、資格取得研修、資格学校支援、 資格受講料・更新料等会社負担、資格取得奨励金
③ メンター制度の有無	有・無	
④ キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有・無	
⑤ 社内検定等の制度の有無及びその内容	有・無	

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

	企業全体の情報				【 】に関する情報	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
① 前事業年度の月平均所定外労働時間	時間		時間		時間	
② 前事業年度の有給休暇の平均取得日数	17.3 日		日		日	
③ 前事業年度の育児休業取得者数／出産者数	人	人	人	人	人	人
④ 役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員	管理職	%	%	%	%

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

雇用保険適用事業所番号